

EPAのオンライン相談

EPAの利用、原産地規則や原産地手続きに関する
Web相談を開始します。



相談事例

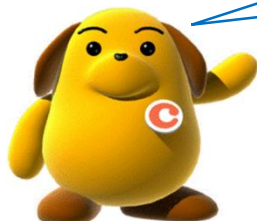
- Q. 輸入/輸出する貨物がEPA税率を適用できる原産品となるのでしょうか？
- Q. 輸入/輸出する際に自己申告書を作成したいのですが、どのように作成すればよいのでしょうか？
- Q. 相手国からの事後確認に備え、どのような書類を備えておけばよいのでしょうか？

まずは、以下についてメールまたは電話でお伝えください。

- (1) ご連絡先（お名前、会社名、お電話番号等）
- (2) 相談したい内容の概要
- (3) Web相談希望日時

税関が主催するWeb会議システム（Cisco Webex Meetings）を使用いたします。

※Webexの利用手順については別紙をご参照ください。



名古屋税関業務部 首席原産地調査官

電話: 052(654)4205

電子メール: nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp